

小中学校の就学区域

指定学校変更や 区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた就学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定

学校変更や区域外就学が認められることがあります。

昨年度より、指定学校変更の要件に「部活動によるもの」が追加されました(左表参照)。

指定学校変更：市内に住む児童・生徒に対して、定められた就学

区域(学区)以外の市立小中学校への通学を認める制度

区域外就学：市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

新年度からこの制度を利用したい人は、早めに申し出てください。

許可要件や就学区域は、学務課ホームページ(<http://www.city.nari-tachibai.jp/sisei/sosiki/gakumu/gakumuhm>)で公開しています。

※くわしくは学務課(☎20-15530)へ。

指定学校変更および区域外就学の要件

理由・事例	指定学校変更	区域外就学
地理的条件や通学路の安全を確保する場合	○	—
小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1)	○	—
下校後の小学生を祖父母などが養育する場合	○	○
学童保育所に通う場合	○	—
住宅の建て替え・購入などによる場合	○	○
最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合	○	○
家庭の事情により住民票の異動が困難である場合	○	○
日本語指導等の支援を必要とする場合	○	—
児童・生徒の身体的理由による場合	○	○
いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	○	○
市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合	—	○
小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合	○	—
小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合	—	○
指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合	○	—
兄弟姉妹の指定校変更に伴う場合	○	—
兄弟姉妹の特殊学級就学に伴う場合	○	—
指定校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2)	○	—

(注1)学校の収容力などにより、制限があります。

(注2)平成7年4月2日以降に生まれ、成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります。希望者は11月28日(金)までに連絡してください。

事業所ごみ

一般家庭用集積所に 出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物(ごみ)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

事業所などから発生するごみは、一般家庭用の集積所に出すことはできません。いずみ清掃工場または市リサイクルプラザ(下

総・大栄地区は香取市の伊地山クリーンセンター)へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど、適正な処理をお願いします。

下総・大栄地区を除く地区

分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・カン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務ごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合：「燃やせるごみ」はいずみ清掃工場(☎36-1689)へ、「ビン・カン・ガラス」「金物・

陶磁器類」はリサイクルプラザ(☎36-1000)へ。「ビン・カン・プラスチック類」は、直接搬入できないので、許可業者に委託

○許可業者に処理を委託する場合：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

下総・大栄地区

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合：下総・大栄支所農産土木課で配布している搬入券が必要。「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」は伊地山クリーンセンター(☎0478-59-2148)へ。「ペットボトル」は直接搬入できないので、許可業者に委託

○許可業者に処理を委託する場合：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の収集運搬許可業者)へ委託

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

**変更案と原案を
縦覧します**

市では、次の通り二つの都市計画の縦覧を行います。

成田都市計画「こみ焼却場の変更案

期間 11月20日(木)～12月4日(木)
(土・日曜日、振替休日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時30分

場所 都市計画課(市役所5階)

内容 成田都市計画「こみ焼却場の変更案(小泉地先のいずみ清掃工場隣接地へ、新たなこみ焼却場の用地を決定するもの)」
成田都市計画区域(旧成田市)に住所がある人および利害関係がある人(法人を含む)は、縦覧期間中に変更の案に対する意見書を提出

することができず(郵送の場合)は縦覧期間の最終日の消印のあるものまで有効。

大栄都市計画地区計画変更の原案

期間 11月20日(木)～12月4日(木)
(土・日曜日、振替休日を除く)
時間 午前8時30分～午後5時30分

場所 都市計画課、大栄支所農産土木課

内容 大栄都市計画地区計画の変更(大栄物流団地地区地区計画に、建築物の用途の制限を追加し、区画道路の位置を変更するもの)

利害関係がある人(法人を含む)は、12月11日(木)までに意見書を提出することができます。

※くわしくは都市計画課(☎20-1560)へ。

**市では
処理できません**

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、原則として、市では処理できません。

事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた産業廃棄物処理業者に有料で委託するなど、適正に処理してください。

県の許可する産業廃棄物処理業者については、千葉県産業廃棄物協会(☎043-246-9581)へ問い合わせてください。

※くわしくは県北総県民センター 地域環境保全課(☎043-483-1138)または県資源循環推進課(☎043-223-2656)へ。

市長日誌

(10月16日～31日)

- 16日 2008成田POPラン大会実行委員会 成田市まちづくり茶論
- 17日 成田市資源回収協同組合25周年記念式典
- 18日 成田市レクリエーション協会成田健康ウォーキング 御利生祭 成田祇園祭写真コンテスト表彰式 成田市民短歌会表彰式 NARITA花火大会in印旛沼3rd
- 19日 印旛沼クリーンハイキング 8020運動よい歯のコンクール表彰式 健康づくり講演会
- 20日 国際子ども絵画交流展実行委員会 成田市農業青年農政座談会
- 22日 道路整備促進期成同盟会全国協議会理事會
- 23日 航空機事故消火救難総合訓練
- 24日 千葉県更生保護女性会連盟第6ブロック研修会 成田市表彰審査委員会
- 28日 市議会決算特別委員会(～29日)
- 31日 大須賀小学校創立100周年記念式典



総合訓練であいさつする小泉市長

お店選びは

Sマーク登録店を!



11月は標準営業約款普及登録促進月間です。Sマークは、厚生労働大臣認可の標準約款制度に従って営業している店のしるし。

このSマークを店頭に表示している店なら、安全・清潔・安心が保証され、信頼できる店選びの大きな目安となります。万一の場合、事故賠償基準に基づいた補償も受けられます。

理容店・美容店・クリーニング店・麺類飲食店・一般飲食店のお店選びはSマーク登録店を。

※くわしくは(財)県生活衛生営業指導センター(☎043-307-8272)へ。

成年後見制度個別相談会

**法律と福祉の
両面からサポート**

判断能力が不十分なために、財産の管理ができなかつたり悪質商法の被害に遭つてしまつたり悪質その利用について、弁護士・司法書士・社会福祉士が法律と福祉の両面から個別相談に応じます。

日時 2月1日(日) 午前10時～午後4時
会場 県社会福祉センター5階(千葉市)

定員と参加費 70人(先着順)・無料
参加申込書配布場所 市社会福祉協議会(保健福祉館内)、高齢者福祉課(市役所議会棟1階)
申込方法 参加申込書に必要事項

今月の納税

納期内の納付にご協力をお願いします

- ①国民健康保険税(第5期分)
- ②介護保険料(第5期分)
- ③後期高齢者医療保険料(第5期分)

納期はいずれも11月16日(日)～12月1日(月)です。

※くわしくは①③保険年金課(☎20-1526)②介護保険課(☎20-1545)へ。

※くわしくは同会(☎043-204-6012)へ。

を書いて、郵便またはFAXで12月15日(月)までに県社会福祉協議会〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3 FAX 043-204-6013へ

駅前放置自転車

11月30日まで クリーンキャンペーン

10月1日～11月30日の2カ月間、県下一斉に「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」が実施されています。

駅周辺では、歩道や車道に無秩序に放置された自転車やバイクが歩道の幅を狭めたり、点字ブロッ



クを隠したりして、特に障がい者や高齢者の通行に、大きな支障を及ぼしています。また、災害時には、緊急活動や避難の妨げにもなります。
自転車やバイクの利用者は市営

残土条例

土砂の埋め立てに 適用されます

市では、土砂の埋め立て、盛り土、たい積行為およびこれらに使用される土砂などの土質に対して、必要な規制を行っています。

自然環境・生活環境の保全と災害発生の未然防止、住民の安全な生活の確保の目的から「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

市内で500㎡以上の埋め立て（一時たい積を含む）を行う場合は、条例に定める手続きが必要になります。安全基準に適合しない土砂は、面積を問わず埋め立てに利用することができません。
※くわしくは環境対策課 ☎20-1532へ。

樹木の剪定

所有者は 適切な管理を

敷地から道路上へ伸びた樹木の枝が車道や歩道を覆っている光景がよく見受けられます。

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車・歩行者の通行の妨

督促状や給水停止予告書を送付し、給水停止処分をすることもありますが、ご注意ください。水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。

漏水に注意を
使用水量が極端に多い場合、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても、水道メーターの星型パイロットメーターや1ℓ針が動いていたら、早急に成田市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。



げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

伸び過ぎた枝は剪定したり刈り込むなど、所有者は適正な管理をお願いします。

剪定した枝は、ごみ収集袋（燃やせるごみ）に入れて集積所へ出しましょう。

※くわしくは道路維持課 ☎20-1551へ。

中小企業資金融資制度

運転資金や 設備資金などに

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者
資金の種類と限度額
○設備資金：3,000万円
○運転資金：1,500万円
○零細企業向け資金（運転・設備）：750万円

○季節資金：300万円
○利子補給率 年2・5%

※くわしくは商工課 ☎20-1622へ。

水道料金の納付

支払いは 期限内に

水道事業は、皆さんの水道料金で運営されています。納期内に水道料金が納付されなかった場合、

所有者は
適切な管理を

適切な管理を

敷地から道路上へ伸びた樹木の枝が車道や歩道を覆っている光景がよく見受けられます。

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車・歩行者の通行の妨

窒素酸化物の冬季対策

車の使用と暖房は 控えめに

冬季は大気がよどみ、汚れやすくなります。県および県内市町村では、11月～1月を「窒素酸化物に係る冬季対策期間」として、大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策を実施しますので、皆さんのご協力をお願いします。

○水曜日は車の使用（車での買い物やマイカー通勤）は控えましょう

○アイドリング・ストップ（駐車時のエンジン停止）に努めましょう

○暖房温度は控えめ（20℃）にしましょう

※くわしくは環境対策課 ☎20-1532へ。